

日本消防



□ 絵 公益財団法人日本消防協会評議員会 H26.6.11 (水) 於 日本消防会館
第24回全国消防操法大会第1回審査員研修会
H26.7.9 (水) ~11 (金) 於 東京臨海広域防災公園

巻頭言「地域防災の中核を担う消防団員の確保について」… (公財) 新潟県消防協会 会長 藤田 隆 …… 1
日消の動き「青少年の消防防災参加」 …… (公財) 日本消防協会 会長 秋本 敏文 …… 3
公益財団法人日本消防協会の定時評議員会及び臨時理事会の開催 …… (公財) 日本消防協会 …… 4
総務大臣感謝状の贈呈式 …… 総務省 消防庁 …… 9
総務大臣感謝状受領団体意見交換会を開催 …… (公財) 日本消防協会 …… 11
消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申 …… 総務省 消防庁 …… 12
特別表彰「まとい」を受章して「災害に強い街渋谷」をめざして… 渋谷消防団 団長 間野 敬昭 …… 14
東西南北 (高知県)「団結・連携・魅力・健康」を合言葉に、地域を守る消防団
…………… 南国市消防団 団長 武市 憲雄 …… 16
東西南北 (長崎県)「一致団結して」 …… 長与町消防団 団長 吉川 廣美 …… 18
東西南北 (千葉県)「安心して安全なまちづくりを推進」 …… 八千代市消防団 団長 安原 健吉 …… 20
東西南北 (静岡県)「一致団結した活動を目標に」 …… 湖西市消防団 団長 菅沼 透 …… 22
シンフォニー (兵庫県)「地域の笑顔 心をこめて防火訪問」
…………… 養父市消防団 関宮方面隊 部長 岸田 明美 …… 24
消防職団員等のための各種共済について …… (公財) 日本消防協会・(生協) 全日本消防人共済会 …… 26
平成25年度優良少年消防クラブ・指導者表彰 …… 総務省 消防庁 …… 35
平成26年度消防団長等幹部海外消防事情調査の実施について …… (公財) 日本消防協会 …… 38
消防団協力事業所表示証 (市町村マーク) を販売 …… (公財) 日本消防協会 …… 40
消防団員募集とディズニー映画「ブレイズ2/ファイアー&レスキュー」とのタイアップポスターの作成
…………… 総務省 消防庁 …… 41
防火対象物に係る表示制度が開始されました …… 総務省 消防庁 予防課 …… 42
日本消防協会グッズ …… (公財) 日本消防協会 …… 43
うちの名物団員 …… 44
消防団の広場 (佐賀県)「安心・安全のまちづくりを目指して」 …… 唐津市消防団 団長 山下 満 …… 46

編集後記

表紙写真説明

「桂浜」

桂浜は、高知県を代表する景勝地の一つで、茂り合う松の緑と、海浜の五色の小砂利、紺碧の海が箱庭のように調和した見事な風景が広がります。また、古来より月の名所として知られ、“月の名所は桂浜……”と「よさこい節」にも唄われています。

東端の龍頭岬には、幕末の志士「坂本龍馬」の銅像が、太平洋の荒波に向かっています。

(高知県)

公益財団法人日本消防協会評議員会

平成26年6月11日（水） 於 日本消防会館



第24回全国消防操法大会 第1回審査員研修会

平成26年7月9日（水）～11日（金）
於 東京臨海広域防災公園



「地域防災の中核を担う 消防団員の確保について」

(公財)新潟県消防協会 会長 藤田 隆



このたび、平成26年4月1日付けをもちまして新潟県消防協会会長に就任いたしました。改めて、重責に身が引き締まる思いでございます。

これまで櫻井前会長に賜りましたご厚情同様、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新潟県は、本州の日本海沿岸のほぼ中央に位置し、飯豊・朝日連峰、越後山脈が東側に連なり、西側には妙高山などの山々がそびえています。また、信濃川、阿賀野川の2大河川をはじめ、多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、全国有数の食糧供給地を形成しています。

面積は12,584km²で全国第5位、人口は約232万人で全国第15位となっています。本州の海岸線は330.9kmと非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘が発達した海岸もあります。

また、新潟市沖合約45kmには佐渡島が、その北東に粟島があります。

佐渡島は歴史上のいわれも多く、北に金北山を主峰とする大佐渡の山地、南は小佐渡に山地が並行して走り、中央部の国中平野では、国の天然記念物「朱鷺」が^{トキ}大空を舞う姿を見ることが出来ます。

本県は、四季の変化を感じとることが出来る美しい風景が広がり、自然から受ける恩恵が大きい反面、自然災害による被害が多く発生している県でもあります。

これまで新潟県内で発生した主な災害を紹介します。

(地震災害)

新潟県内で近年発生した地震災害としては、昭和39年6月16日の「新潟地震」、平成16年10月23日の「新潟県中越地震」、平成19年7月16日の「新潟県中越沖地震」があります。

「新潟地震」は、新潟・山形両県を中心として9県にも被害が及び、特に新潟市では地震の約15分後には津波が沿岸部を襲い、信濃川沿いなどの低地で浸水したほか、石油タンク火災が発生し、約2週間燃え続けました。

また、新潟市などの低湿地帯では、水を含んだ砂地地盤が液体のように噴き出す「液状化現象」が起り、鉄筋コンクリート造の建物が、傾いたり、倒れたりしました。

「新潟県中越地震」は、中越地方を中心に広い範囲で被害が発生し、長岡市(旧川口町)で最大震度7を記録しました。

この地震では、強い余震が続き、地震発生前の長雨による地盤の緩みと重なって地滑りなどが発生し、死者40名、家屋の全半壊13,000戸の被害をもたらしました。

「新潟県中越沖地震」は、柏崎市・刈羽村などを中心に最大震度6強を記録し、震源域に原子力発電所がある世界で初めての例となりました。

また、液状化の影響で、住宅地や商店街に甚大な被害が発生し、死者40名、家屋の全半壊6,940棟の被害となりました。

(豪雨災害)

平成16年に発生した「新潟・福島豪雨（7.13水害）」では、前夜から中越地方を集中豪雨が襲い、信濃川水系の五十嵐川や刈谷田川、中之島川の堤防が11か所で決壊し、五十嵐川流域の三条市と刈谷田川流域の長岡市（旧中之島町）を中心に広範囲で浸水被害が発生しました。

この水害で、死者15名、建物の全壊70棟、半壊5,354棟などの被害が発生しました。

(豪雪災害)

全国有数の豪雪地である新潟県は、これまで何度も大雪による被害を受けています。「平成18年豪雪」では、上中越地方の山沿いを中心に大雪に見舞われ、最大で4mを超える積雪を記録しました。

長期にわたる集落などの孤立が発生したほか、屋根の雪下ろしなど除雪中の事故や落雪、また、家屋の倒壊などにより死者32名、負傷者288名、住宅の損壊89棟、床上床下浸水などの被害が発生しました。

これらの自然災害を含むこれまでの幾多の災害現場においては、消防団員の献身的な活動により、多くの人命が救われるとともに、被害の軽減が図られてきました。

今年度は、新潟地震から50年、中越地震と新潟・福島豪雨から10年の節目の年にあたり、県内各地で大規模な防災訓練やシンポジウムなど様々な事業が開催され、消防団をはじめとする地域防災力の向上を図る絶好の機会になるものと思います。

また、今後想定される南海トラフ巨大地震や、首都直下型地震、さらには地域に応じて想定される大規模・特殊災害に備え、人のつながりやコミュニティ機能の向上を図り、各地域において「国土強靱化」を推進する担い手となり、防災・減災に貢献する消防団の重要性が益々大きくなるものと確信いたします。

新潟県消防協会は、昭和23年4月、財団法人として発足、平成23年1月には公益財団法人の認定を受け、発足以来66年目を迎えました。

新潟県内には30消防団があり、38,826人の消防団員が「自分たちの地域は自分たちで守る」という郷土愛護と奉仕の精神のもとに活躍しています。

消防団員数は、兵庫県に次ぎ全国2番目の規模を誇っておりますが、近年、若者の地域貢献意識の希薄化、被雇用者の増加などにより消防団員が減少しており、消防団員の確保が大きな課題となっております。

この課題の解決策として、これまで実施してきた消防団員による勧誘活動や事業所への働きかけ、各種イベントでのリーフレット等の配布に加え、地域の郵便局を訪問し、郵便職員の入団促進を図りました。

また、地域の大学校及び専門学校を訪問し、学生に対しての入団促進を行っており、今後若年層の入団が期待されるところです。

その他の取り組みとしては、消防団に対する市民の理解を深めることと併せ、若年層の入団促進をテーマとした「消防団入団促進シンポジウム」などを開催する市町村もあります。

当協会は、昨年11月及び今年4月の新藤総務大臣からの消防団員確保に係る書簡を重く受け止めるとともに、昨年12月に成立しました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえまして、地域社会の安心安全を担う消防団員の加入促進に取り組んでまいります。

結びに、東日本大震災で犠牲になられた消防団員をはじめとする多くの皆様のご冥福と、被災者並びにご遺族のご多幸をお祈り申し上げます。

この尊い犠牲を教訓とし、消防団員の安全対策の充実強化に努めるとともに、消防団の一層の発展に微力ながら尽力してまいります。

青少年の消防防災参加

(公財)日本消防協会 会長 秋本 敏文

今年8月、徳島県で少年消防クラブ全国交流会を開催します。全国から48のクラブが参加して、消防の実技も取り入れたリレー競走、キャンプファイヤーなどで楽しく交流します。ヨーロッパでは各国代表の少年が集まって、2年毎に消防オリンピックというような大会をしていて、平成21年には日本からも20人の少年消防クラブメンバーが参加しましたが、これはその日本版です。

このヨーロッパ大会に参加してもらって、あらためて少年消防クラブの育成支援をもっと進める必要があると考え、平成22年からモデルクラブを指定して重点的に情報提供などを行うことにしました。88クラブです。そして、このモデルクラブの指導者の皆さんに集まって頂いて、情報交換などを重ねてきました。

昨年11月の消防団120年等記念大会（東京ドーム）では、少年消防クラブにもポンプ操作の放水で、また幼稚園児には音楽演奏で参加してもらいました。

8月29日の「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」では、東日本大震災の時大活躍した気仙沼市階上中学校の生徒の皆さんの防災学習の発表や埼玉県三郷市、千代田区麹町消防少年団の活動状況の発表をしてもらいます。

このように、いろいろな面で、少年消防クラブを応援していますが、昨年成立の消防団・地域防災力強化法（略称）では、少年消防クラブが初めて法律に登場し、その育成支援を進めることとされました。また、この法律では、大学生等の消防団入団を応援することも定めています。

このような動きが具体化している背景は、申しあげるまでもありませんが、地域の防災力を強め、あるいは消防団への入団を促進するためには、次代の地域防災を担う青少年の防災教育や防災への関心の拡大増加が不可欠であるということです。全国各地で消防団員等が学校に行って防災の心構えを話したり、ポンプ車への搭乗や消火活動を体験してもらったりなどいろいろやっています。これは同じ考え方だと思います。

ヨーロッパの大会のことを書きましたが、諸外国でも青少年の育成には熱心です。ドイツでは、消防署の一室が少年たちの部屋になっている程、日頃から深く溶け込んでいて、かつて少年消防クラブメンバーであった消防団員が指導している例も見ました。将来の団員確保対策になっているのです。

各地の動きとあわせて、日消もひきつづきこれを重視します。

公益財団法人日本消防協会の 定時評議員会及び臨時理事会の開催

(公財) 日本消防協会

平成26年6月11日（水）、公益財団法人日本消防協会の定時評議員会が日本消防会館において開催されました。

会議の冒頭、秋本会長から次のとおり挨拶がありました。

皆様方、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、大変ご多忙の中、大石消防庁長官にもご出席頂いております。ありがとうございます。

平成26年度から日本消防協会は、公益財団法人としてスタートを切りました。それに伴いまして、従来は、理事会の後すぐに代議員会を開催しておりましたが、理事会は理事会、評議員



会は評議員会と分けてやっていかなければならなくなりました。しかし、日消の場合は、全国の消防団の幹部の代表の方々が一堂に会したところで、いろいろ相談をして、物事を決めていくことが必要だと思いますので、評議員会ですが理事の方にも全員出席して頂いております。

今日の評議員会は、平成25年度の事業報告及び決算が中心であります。

25年度という年は、平成23年に東日本大震災が発生し、現地では大変なご苦勞を今でもなさっておられますが、日消としても、これに対応するために通常とは違った対応をしなくてはならず、大変辛い決定もさせて頂きましたが、大体3年経って元の状態にほぼ戻ることができた最後の年でありました。

そして、大きな出来事として、11月25日に消防団120年・自治体消防65周年記念の大会を東京ドームで開催いたしました。これは本当に、全国の皆さん方や消防庁をはじめとする関係の方々のご協力があったからこそです。天皇皇后両陛下にご臨席を賜り、三権の長といわれる内閣総理大臣をはじめとする特別来賓の方々も全員ご本人に出席して頂きました。そして、最後には消防未来宣言として、これからの日本消防、より一層強固な体制づくりに向かって全員一致団結し、突き進んでいくことを決定いたしました。

これを新しいスタート台にしてこれから取り組んでいくその時に、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が国会において全会一致で成立しました。これは、消防団が大事

であることを法律の中に明記し、消防団が中核となりながら、地域の皆さん方の総力を結集して防災力を高めていくことを目指す、これまでにない、まさに画期的なものであります。

大会において決意したこと、そして新しい法律ができたこと、これらを新しいスタート台にしてこれからさらに邁進していかなければならないときであります。25年度はこのように非常に記念すべき年でありましたが、引き続き26年度以降も、そのスタートラインに立って、これからさらにいろいろなことをやっていかなければなりません。本日はそういうことに繋がることについても、ご報告させていただきます。

本日はお忙しい中をご出席頂きましてありがとうございます。東京ドームでの大会だけでなく日頃から日消業務運営について、大変なご協力ご支援を賜っておりますことを改めて厚く御礼を申し上げます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、来賓の大石消防庁長官からご挨拶を頂きました。

皆さま方には常日頃から地域の安心安全を守るためにご尽力を頂いておりますこと、そして消防行政の推進にご理解を頂いておりますことに御礼申し上げます。

今日、首都直下地震、南海トラフ地震こういった大規模地震の発生が危惧されております。昨年から記録的豪雨や、伊豆大島での被害、記録的豪雪、異常乾燥による林野火災など、このような災害現場で消防団員の方々に大変大きな活躍をしていただいております。国民の消防団員に対する期待は、今日、ますます高まっています。

昨年、消防にとって記念すべき年でありました。消防団120年・自治体消防65周年、先ほど会長からお話があったように、天皇皇后両陛下ご臨席のもとに、盛大に式典が挙行されました。その後、臨時国会で「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が全会一致で通りました。この法律で、国、都道府県、市町村は、消防団の充実強化のための具体的な施策を行う義務を課されました。消防庁は、12月に「消防団充実強化対策本部」を設置して消防団の充実強化に取り組んでおります。この法律は、東日本大震災を経験された消防関係者の方々の強い思いが、特に秋本会長をはじめとする日本消防協会の皆さま方の熱意が、国会を動かして法律を成立させたものだと思います。

処遇の改善、消防団員の確保、装備の充実、いろいろ課題はあります。特に消防団員の数が年々減少をしております。昨年11月には総務大臣から都道府県知事、市町村長に直接、消防団員の数の確保について親展の手紙を出しました。特に、地方公務員の消防団員加入促進を働き掛けておりますが、今年から、消防団員の数を一定以上増やして頂いた消防団を表彰し、総務大臣の感謝状を贈呈することとしました。引き続き、消防団員の確保に向けてご尽力を頂きたいと切にお願いいたします。



処遇改善につきまして、退職報償金の5万円引き上げをおこないました。しかしながら、報酬の額とそれと出動手当の額は相変わらず低い水準です。一層の改善について強く働きかけをしております。

それから消防団の装備についてです。東日本大震災での大きな反省点ですが、トランシーバーがなかったために、連絡が取れず命を落とされた消防団員がいらっしゃいました。これからは、全ての団員にトランシーバーを持って頂き、ライフジャケットもきちっと標準装備として身に付けて頂く装備基準の大改正を行いました。この基準の改正をするだけでなく、交付税措置も拡充しました。

また、現場対応力を高めるために、現場で指揮を取られる消防団員の方々の消防学校における訓練時間を12時間から24時間にする訓練の基準も改正も行いました。

以上の改正についても、4月に総務大臣から知事、市町村長に親展のお手紙を改めて出させていただきました。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」、この法律の実質スタートは今年です。具体的な施策を充実させていかないといけない最初の年です。現在諮問している、消防審議会からの具体的な施策の展開についての提言を受けて、具体的な消防団の拡充施策をさらに積極的に展開したいと思っております。8月29日に国民各界各層の方々をご参加し行われる、日本消防協会が主催する「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を消防庁でも全面的にご支援、ご協力をさせて頂いております。

とにかく、今年が消防団にとって飛躍する年でなければいけない。そういう気持ちで、これからも取り組んでまいりますので、皆さま方のご協力ご支援をよろしく願います。

最後に、日本消防協会の益々の発展とみなさまのご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とします。

続いて、平成25年度決算の説明が行われ、原案のとおり承認されました。また、本定時評議員会の終結の時をもって理事及び監事の任期が満了となるため、新たな理事及び監事の選任が行われました。

○決議事項等

第1号議案 平成25年度決算の承認について

第2号議案 理事及び監事の選任について

理事会決議事項の報告

- (1) 平成25年度事業報告について
- (2) 基本財産について
- (3) 諸規程の制定・改廃について
- (4) 消防個人年金規約の改正について
- (5) 顧問の選任について
- (6) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の運用について

諸般の報告

- (1) 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会について
- (2) 消防団を中核とした地域防災力充実強化検討会について
- (3) 第24回全国消防操法大会について
- (4) 少年消防クラブ交流会について (8/6~8/9:消防庁主催)

- (5) 第20回全国女性消防団員活性化ちば大会について
- (6) 消防団防災学習・災害活動車両の概要について
- (7) 女性消防団国際会議について
- (8) 第28回中国消防調査について
- (9) 平成26年度消防団幹部等海外消防事情調査について
- (10) 日消グッズの販売促進について
- (11) (公財)消防育英会の状況について

定時評議員会終結後、新たに選任された理事及び監事全員が出席し、臨時理事会が開催されました。

○決議事項

第1号議案 会長、副会長、理事長及び常務理事の決定について

第2号議案 地震等防災対策委員会、福祉共済事業等運営委員会及び消防団員確保対策等委員会の委員の委嘱について

新理事の中から、次のとおり会長、副会長、理事長及び常務理事が決定されました。
(任期 平成26年6月11日～平成28年度に開催される定時評議員会の終結の時まで)

役員名	氏名	主な経歴等
会長	秋本 敏文	日本消防協会会長
副会長	東田 愼悟	北海道消防協会会長
同	藤田 隆	新潟県消防協会会長
同	沖山 仁	東京都消防協会会長
同	石橋 毅	千葉県消防協会会長
同	澤飯 英樹	石川県消防協会会長
同	岸谷 義雄	兵庫県消防協会会長
同	松浦 嘉昭	島根県消防協会会長
同	友村 承蔵	高知県消防協会会長
同	松田 進	沖縄県消防協会会長
理事長	原 正之	日本消防協会理事長
常務理事	生嶋 文昭	日本消防協会常務理事

また、各委員会について、次のとおり委員を委嘱することが決定されました（◎は、その後開催された各委員会において決定された委員長）。

・地震等防災対策委員会

氏名	主な経歴等
坂本 長男	宮城県消防協会会長
沖山 仁	東京都消防協会会長
一ノ瀬 喜之	愛知県消防協会副会長
◎ 秋田 治夫	大阪府消防協会会長
松浦 嘉昭	島根県消防協会会長
友村 承蔵	高知県消防協会会長
近藤 光文	大分県消防協会会長

・福祉共済事業等運営委員会

氏名	主な経歴等
山崎 正昭	北海道消防協会理事
◎ 渡邊 茂治	山形県消防協会会長
葉梨 衛	茨城県消防協会会長
藤田 貞武	福井県消防協会会長
岸谷 義雄	兵庫県消防協会会長
丸山 正隆	広島県消防協会会長
中川 正	徳島県消防協会会長
岡部 秀年	福岡県消防協会会長

・消防団員確保対策等委員会

氏名	主な経歴等
東田 慎悟	北海道消防協会会長
木戸 鐵雄	青森県消防協会会長
◎ 石橋 毅	千葉県消防協会会長
今関 正興	静岡県消防協会会長
植田 和生	滋賀県消防協会会長
土肥 祥嗣	岡山県消防協会代表理事
井戸 善昭	愛媛県消防協会理事
寺田 信雄	長崎県消防協会会長

総務大臣感謝状の贈呈式

総務省 消防庁

平成26年6月24日（火）総務大臣室において総務大臣感謝状贈呈式が行われました。

今回は、平成26年4月1日現在の消防団員数の速報値を基に消防団員が相当数増加した消防団及び地方公務員や日本郵政グループ社員の入団が特に多かった消防団に対して感謝状が贈呈されました。



◇感謝状贈呈団体（19団体）

1 消防団員が相当数増加した消防団（17団体）

- 大郷町消防団（宮城県）
- 北秋田市消防団（秋田県）
- 桑折町消防団（福島県）
- 金山町消防団（福島県）
- 荻窪消防団（東京都）
- 大野市消防団（福井県）
- 山梨市消防団（山梨県）
- 甲斐市消防団（山梨県）
- 高島市消防団（滋賀県）
- 高梁市消防団（岡山県）
- 大洲市消防団（愛媛県）
- 長崎市消防団（長崎県）
- 熊本市消防団（熊本県）
- 人吉市消防団（熊本県）
- 宇城市消防団（熊本県）
- 中津市消防団（大分県）
- 綾町消防団（宮崎県）

2 地方公務員の入団が特に多かった消防団（1団体）

- 佐賀市消防団（佐賀県）

3 日本郵政グループ社員の入団が特に多かった消防団（1団体）

- 佐倉市消防団（千葉県）

【資料】

消防団員数速報値（平成26年4月1日現在）

消防団員数：864,633人

前年度比：4,239人減少

消防団員数等（速報）

		H26.4.1	H25.4.1	増減
消防団員数		864,633	868,872	▲ 4,239
性別	男性	842,998	848,087	▲ 5,089
	女性	21,635	20,785	850
(参考)	国家公務員	2,832	2,996	▲ 164
	地方公務員	61,458	61,111	347
	郵政	5,686	5,401	285
	学生	2,656	2,417	239



※東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年4月1日）により集計している。



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室
担当：伊藤、山下 電話 03-5253-7561（直通）

総務大臣感謝状受領団体意見交換会を開催

(公財)日本消防協会

平成26年6月24日(火)、ルポール麹町において、(公財)日本消防協会の主催で総務大臣感謝状受領団体意見交換会を開催しました。

今回の意見交換会では、佐賀市消防団、高梁市消防団、金山町消防団の3団体が代表してそれぞれの取り組みを発表、引き続き出席者による意見交換が活発に行われました。

【次第】

- 1 主催者挨拶 (公財)日本消防協会会長 秋本敏文
- 2 消防庁挨拶 消防庁長官 大石利雄
- 3 出席者紹介
- 4 意見交換 (発表：佐賀市消防団、高梁市消防団、金山町消防団)
- 5 閉会挨拶 (公財)日本消防協会副会長 石橋 毅



消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申

平成26年7月3日 総務省 消防庁

第27次消防審議会（消防庁長官の諮問機関。会長・室崎益輝神戸大学名誉教授）においては、平成26年2月13日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官から諮問があり、調査審議を行っています。

この度、同審議会において「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が取りまとめられ、本日消防審議会会長から消防庁長官に手交されましたので、お知らせします。

1 中間答申に至る経緯及び中間答申の位置付け

- 昨年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、同法を踏まえた消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議いただくため、上記諮問を行ったもの。
- 審議会においては幅広い議論が行われているが、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、一定の結論が得られた内容について、今回中間答申として取りまとめられたもの。

2 中間答申の主な提言内容

(1) 消防団への加入の促進

被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村（1,720団体中約670）に対する制度導入の徹底 ※交付事業所数：10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

女性

- 女性のいない消防団（全体の約40%）等における女性入団の更なる促進

大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

(2) 地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

(3) 地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

3 今後の取り組み

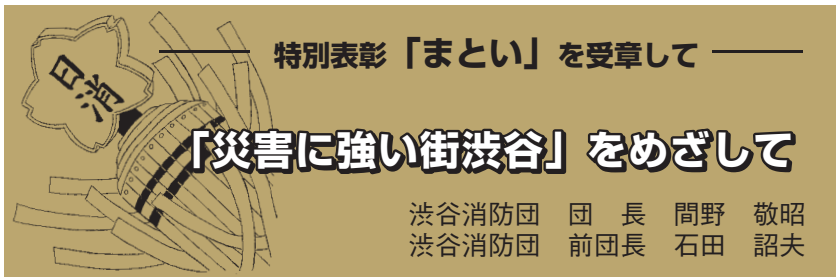
- 消防庁においては、今回の中間答申を、平成27年度概算要求を始めとして、地域防災力の充実強化に関する施策に反映させていくこととしています。また、中間報告における提言事項のうち地方公共団体における取組が必要なものについては、近日中に消防庁長官から通知を発出する予定です。

- 消防審議会においては、引き続き消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方について調査審議を行うこととされており、次回（第4回）会議は秋頃に開催することを想定しています。



【連絡先】

消防庁総務課 濱里、安藤、山田
電話 03-5253-7506（直通）



団 長 間野 敬昭

1 はじめに

平成26年2月28日に開催されました「第66回日本消防協会定例表彰」におきまして最高の栄誉となります特別表彰「まとい」を拝受いたしました。

全国約2,200消防団の中から、渋谷消防団がこの栄誉ある表彰を受章できましたことは、消防団に携わるものとして、この上ない喜びであり、誇りとするところであります。

これもひとえに、地域住民の皆様の日頃からの消防団に対するご理解とご協力、日本消防協会、東京都消防協会ならびに消防関係各位のご支援・ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

また、区民の安心安全を守るため、私ども消防団の歴史を築いてこられた先輩諸氏をはじめ、日夜消防活動に邁進する団員の皆さんと、その活動を陰で支えられてこられましたご家族の皆様にも深く感謝申し上げます。

2 渋谷区の紹介

渋谷区は東京における城西地区に位置し、千代田区、中央区、港区、新宿区とともに「都心5区」に数えられます。

ターミナル駅である渋谷駅を中心とした渋谷区は副都心の一つとなっているほか、新宿駅に程近い代々木や千駄ヶ谷は新宿のオフィス街、繁華街と一体となっています。

また、青山（港区）に隣接する原宿・表参道はファッションの中心として知られるほか、代官山周辺や恵比寿などには商業施設やファッション関連の産業が集積しています。さらに渋谷区は明治神宮や代々木公園など、都心にありながら広大な緑地を有しており、周辺には松濤や大山、南平台等といった都内



前団長 石田 詔夫



消火活動



消防活動訓練



渋谷・鹿児島 おはら祭り特別警戒

有数の高級住宅地も点在しています。一方、区内北部、とりわけ甲州街道から北側地区は中野区や新宿区に続く過密な住宅商業地区となっており、他の町域とは趣を異にしています。

3 渋谷消防団の沿革

渋谷消防団は渋谷区を管轄し、現在は1本部分団、11分団、定員450名で構成されています。

渋谷消防団は、昭和22年「消防団令」の公布により、昭和22年8月15日に誕生しました。発足時は10分団体制でしたが、昭和51年1月1日、行政需要の増大と多発する火災に対応するため、現在の11分団体制となりました。

昭和61年7月1日に、初めて女性消防団員が入団して以来、現在では105名の女性消防団員が渋谷区の安心安全のために活躍しています。

4 渋谷消防団の主な活動

4月、新年度に入ると、分団長、副分団長、新入団員、女性団員を対象とした教養訓練を実施し、同時に消防団操法大会の事前訓練も各分団ごとに開始されます。

消防操法大会においては、平成24年度東京都消防操法大会での優勝を契機に各分団の熱も年々増している状況にあります。

そのほか、団始式、団点検、渋谷区水防訓練、渋谷区総合防災訓練、年間6回以上実施する消防署

との連携訓練、春・秋の火災予防運動期間中や文化財防火デーに伴う消防演習、委嘱団員による救急普及業務、年間約30件に及ぶ各種消防警戒など、災害出動以外でも多くの消防団活動を実施しています。また、年に3回、消防団員募集推進会議を実施して定員の確保に努めています。

5 おわりに

東日本大震災以降、区民の防災への関心は高まり、首都直下地震、南海トラフ地震が危惧されている中、消防団の活動に期待が寄せられています。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が昨年12月に全会一致により、可決成立されました。この法律の施行により、我々消防団が地域の防災リーダーとして、自主防災組織等の教育訓練において、指導的役割を担うことが定められています。

この様な中、渋谷消防団は平成26年4月1日付で、13年間団長を務めた石田詔夫から間野敬昭に団長が交代いたしました。

引き続き、渋谷区民の安心安全のため、「自分たちの街は自分たちで守る」という強い信念のもと「災害に強い街渋谷」をめざして、より一層の努力を重ねてまいります。

今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。



防災指導



「団結・連携・魅力・健康」 を合言葉に、 地域を守る消防団



南国市消防団 団長 武市 憲雄

1. 南国市の概要

南国市は高知県の中央部、高知市の東に位置し、南は東西8kmにおよぶ砂浜により黒潮猛る土佐湾に面し、北は重畳たる四国山地に連なっており、高温多湿で年間平均気温は16.1℃、清澄な空気と南国特有の温暖な気候に恵まれています。近代以降は香長平野を中心に米の二期作、施設園芸が盛んです。本市は面積125.35km²、人口は48,420人、世帯数21,594世帯、高知龍馬空港および高知自動車道を有し、高知県の空と陸の玄関口となっています。

2. 南国市消防団の概要

南国市消防団は、南国市が誕生した昭和34年10月の隣接5町村の合併と同じく発足し、1団本部（女性団員含む）12分団21班、定員は344名となっています。南国市消防団は「団結・連携・魅力・健康」を合言葉に、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、実員338名と充足率98%以上の人員確保を実現しています。

3. 南国市消防団の活動

南国市消防団の活動として、まずは消防団員の確保と団活動を多くの市民に知って頂くため、昨年より南国市内に消防団支援自動販売機を設置することとし、地元量販店や飲食店等から趣旨に賛同を頂き、現在6台の自動販売機が設置されています。販売機の側面には、南国市のキャラクターや消防団活動をPRしたイラストをプリントし、団員募集を呼びかけるものとなっています。また、災害時には飲料水を無料で提供する災害対応型となっています。

地震災害や風水害においては、消防団として素早い対応が行えるよう、消防団員の中から重機の操作に精通する建設・土木業界で働いている15名を選出し、「南国市消防団機動部隊」を創設しました。重機による倒壊家屋からの救出や、瓦礫の撤去等を目的とし、現在のところ部隊としての訓練



回数こそ少ないものの、日頃から重機等の操作を行っている熟練者であり、災害時の活動には大きな期待が寄せられています。

今年度に入り、新たに「南国市消防団担当者制度」をスタートさせました。始めたばかりですが、21班ある各班に消防職員を担当者として置き、職員を窓口にする事により、団員の要望や様々な問題点の把握を行い、出来ることから問題解決に取り組んでいます。今後、担当者と各班で年間訓練計画を作成し、共同で行うことにより消防団員の技術向上や団員と職員の連携強化にも繋がると期待しています。

4. 終わりに

近い将来、発生が予想されている南海トラフ地震に対し、昨年度末、沿岸部を中心に14基の避難タワーが完成し、これから消防団と自主防災組織等が連携して各地域での避難訓練を実施してまいります。自力で避難行動が取れない方たちをどのようにしてタワーまで避難させるかについて、多くの課題があり議論がなされています。

国では消防団を地域防災力強化の中核と位置づけられました。正に消防団が団結し地域の中心として地域防災活動に積極的に参加し、近隣地域や自主防災組織等と連



南国市消防団機動部隊



避難タワー（大湊小南タワー）

携をはかり救助技術や応急手当など、地域住民に対し指導を行える魅力ある存在でなければなりません。また、自分自身がいつでも活動できるよう、健康にも注意し、災害時には、まず自分自身の命、家族の命を守れる消防団員であることを願っています。



避難タワー（本村タワー）



避難タワー（前浜伊都多タワー）



「一致団結して」



長与町消防団 団長 吉川 廣美

1. 長与町の紹介

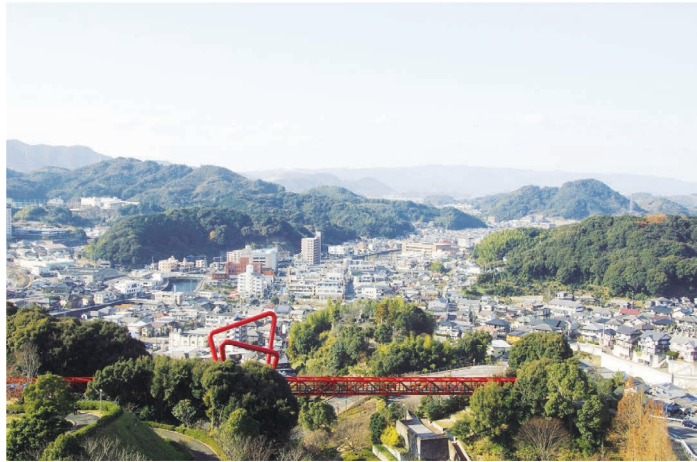
長与町は、長崎市の北部に位置する自然豊かな町で、北東の琴ノ尾岳を源流とする長与川が町の中心を流れ、北には波穏やかな大村湾が広がっています。

町の大きさは、東西に8km、南北に12km、面積は28.81km²で県下21市町中3番目に小さい自治体ですが、昭和40年代より長崎市北部

の発展とともに宅地開発が進み、昭和44年の町制施行開始により「長与村」から「長与町」となった頃から人口が急増しました。現在の人口は42,348人（平成26年5月1日現在）、町としては長崎県下最多の人口となっています。

交通アクセスも非常に恵まれており、町内にはJR長崎本線の4駅を有し、バス路線も充実していることから、隣接する長崎市等への通勤・通学等の利便性が良く、ベッドタウンとして現在も宅地開発が進んでいます。

また、町内には幼稚園から大学までの教育機関が整っており、インフラ整備も進んでいることから、住環境の整った学園都市として若い世代が多い活気のある町です。



長与町全景

町の特産品としては、温暖な気候と傾斜地を利用した「みかん」・「いちじく」等の果樹や、大村湾の「ナマコ」、「カキ」の養殖も盛んで、近年では新たな特産品として「オリーブ」の栽培も広がっています。

2. 長与町消防団の概要

長与町消防団は大正の末に発足し、その後昭和10年に警防団に名称を変え、昭和22年に再び消防団となりました。現在は10分団、定数290名で組織されております。

消防車両の配備状況は、消防ポンプ車2台、小型動力ポンプ積載車8台、広報車1台を配備しています。

今年は「消防団の装備の基準」の改正に伴い、全ての消防団員に安全靴を配備する

予定としており、消防団員の安全性と行動性を高め、地域防災力の更なる強化につながるものと確信しております。

3. 長与町消防団の活動

本町消防団の活動は、1月の出初式から始まります。出初式では、式典後、ラッパ隊を先頭に町内を勇ましくパレードし、分列行進を行います。その後、長与川より取水し一斉放水を行います。町の中心部で行うため、沿道には保育園児や小学生を始め、多くの見物客で賑わいます。3月・11月は県下一斉火災予防週間の防火パレード、4月は新入団員や幹部への研修、5月は礼式訓練を行います。また、梅雨入り前の5月までに各分団で地域の危険箇所の巡視を行い、情報の共有に努めています。7月は分団対抗の放水競技訓練を実施し、さらに消防団の親睦を深めるため、数年に1度は訓練後に分団対抗でソフトバレーなどのレクリエーションも行っています。このほかにも夏祭りの花火の警戒や年末警戒、自治会や自主防災組織と連携した防災研修、特別養護老人ホームやグループホームとの火災訓練等も合同で行っています。



夏季訓練での放水競技



出初式での一斉放水

今年は長崎県において国体と全国障害者スポーツ大会が開催されることとなっており、長与町では少年女子ソフトボール競技とフットベースボールが開催されます。本町消防団も国体会場の消防警備係として携わりますので、大会が安全に進行されるよう、団員一同一致団結して取り組む所存でございます。

4. おわりに

現在、梅雨の最中ですが、長与町では昭和57年7月23日の長崎大水害の際、1時間の最大雨量が187mmでわが国観測史上第1位の驚異的な降水量を記録し、甚大な被害がありました。今年はエルニーニョ現象により梅雨明けが遅くなると予測されており、梅雨入り前に土のうづくりなど、事前準備を行い、いつ発生するかわからない災害に備えています。

東日本大震災以降、我々消防団員の果たす役割が益々高まっています。町民の生命・財産をまもるため、日頃から訓練に励み、行政や関係機関、地域住民と連携しながら防災啓発活動にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。



「安心して安全なまちづくりを推進」



八千代市消防団 団長 安原 健吉

1 八千代市の紹介

首都30km圏に位置する当市は、千葉県の北西部に位置し、面積は、51.27km²、人口193,647人、世帯数82,917世帯（平成26年5月末日現在）となっております。北は下総台地の緑豊かな自然と南は森を残し緑の景観に配慮した市街地が形成され、交通の便や自然環境の良さから首都圏のベットタウンとして、また、昭和32年完成の八千代台団地は、日本の大規模住宅団地の発祥の地でもあります。

市の中央には八千代市のシンボル「新川」が南北に流れ、休日には釣りや散策を楽しむ家族連れなどでにぎわいを見せています。

平成8年4月、都心に直結する東葉高速鉄道が開通、新しい駅を中心に開発が進み、今後もさらに発展が見込まれています。



新川

2 八千代市消防団の概要

消防団は、昭和29年1月に大和田町と睦村が合併し、八千代町となり21分団制、同年9月に八千代町が阿蘇村を合併し36分団制を経て、昭和42年1月市制施行に伴い、1本部・13分団制となりました。

組織は、平成26年4月現在、1本部・3方面隊・13分団、団員定数309人に対し302人で編成し、全国的に団員数が減少傾向のなか、充足率は97.7%を確保しております。なお、女性消防団員は平成11年10月に7人で発足し、現在、本部付け分団長1人・部長1人・班長2人・団員22人の総数26人体制となっております。

管轄区域は、本部については市全域を、方面隊は市内3区域に分け、分団は13区域内を

管轄し、市民の安心・安全を守るため、災害出動等の消防団業務に取り組んでおります。

消防団車両は、本年度更新車両を含め消防ポンプ自動車9台、小型動力ポンプ付積載車4台を配備しております。

また、情報通信機器の充実を図り、平成24年12月全消防団車両にデジタル消防無線機を装備いたしました。

3 八千代市消防団の活動

消防団は、日頃から市民の生命、身体、財産を守るため昼夜を問わず、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神に基づき、献身的な活動を展開し、地域住民から高く評価されています。

消防団の主な活動は、火災、風水害、地震、がけ崩れなどへの対応のほか、災害時の人命救助、避難誘導などの活動をしています。日常の活動としては火災予防、応急手当の普及・啓発、警戒警備、教育訓練、機械器具の点検などを実施しています。

本部付けの女性消防団員は応急手当講習会、住宅用火災警報器の普及・啓発、消防団のPRなどを実施しています。

また、新春恒例の消防出初式や消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、消防操法大会を実施しています。

今年は新たに各分団の班長以上を対象に、消防団活動時における危険を予知するとともに、これに適切に対応できる能力を養成するため、「消防団危険予知訓練」の研修を実施いたします。

応急手当指導員の資格を持つ女性消防団員は、一般市民や民間の事業所への救命講習指導を実施するとともに、平成24年度からは、いざというときに「人の命が救える」知識と技術を習得する目的で、市内の全市立中学校11校、平成25年度から私立中学校2校が加わり、全13校へ赴き、中学3年生に救命体験を



図上訓練



消防操法大会

していただいております。体験者数はこれまでに延べ3,868人が体験し、今年度末には累計約6,000人が体験することとなり、今後も永続的にこの事業を展開していきたいと考えております。

平成26年11月には千葉県で「第20回全国女性消防団員活性化ちば大会」が開催されます。

この大会では女性消防団員26人が、参加することとなっております。

4 終わりに

八千代市消防団が誇りに思いますことは、消防団離れが非常に少ないこと、これは、地域住民の消防意識の現れでもあり、消防団の必要性を十分に理解していただいているものと感じております。

消防団長として市民の誰もが生涯にわたって、いきいきと安心して暮らすことができるまち、快適で安全な生活が送れるまちづくりを目指してまいる所存です。



救命体験



「一致団結した 活動を目指に！」



湖西市消防団 団長 菅沼 透

1 湖西市及び湖西市 消防団の概要

湖西市は面積86.65km²、人口61,248人(平成26年4月1日現在)で、静岡県の最西端、愛知県との境に位置し、緑豊かな湖西連峰、はるか水平線をのぞむ太平洋、美しい水をたたえた浜名湖に囲まれた、自然豊かで温暖な気候の美しいまちです。本州のほぼ中央に位置する

という立地条件に恵まれ、全国で唯一現存する関所建物の新居関所、昔の町並みが残る白須賀宿からも分かる通り、古くから交通・輸送の要所として栄え、現在も人・物・情報が盛んに往来しています。また、湖西市は、自動車メーカー大手のトヨタグループの創始者『豊田佐吉翁』が生誕した場所でもあり、生家や納屋は記念館として一般公開されています。

湖西市消防団は、湖西市と新居町が平成22年の市町合併により新湖西市消防団として統合し、誕生しました。1本部、3方面隊14分団(内女性分団含む)で構成し、定数387名で組織され、平成26年4月1日現在371名で活動しています。装備は、消防団指令車1台、多機能型消防車1台、資機



新居関所

材運搬車1台、消防ポンプ自動車13台、可搬運搬車11台、可搬積載車1台を配備しています。

2 女性分団について

平成21年10月7日に7名で発足し、現在



豊田佐吉翁生家

24名で構成され、市民向け救命講習会の指導や、火災予防週間中の防火啓発広報を主に活動している他、幼児を対象とした花火教室の指導も積極的に参加し、活動の幅を広げています。

3 全国女性消防操法大会

女性団員発足5年目の節目となる昨年度、第21回全国女性消防操法大会に出場させていただきました。指導にあたる本部員も、操法を実施する女性団員も、軽可搬ポンプ操法自体が初めてであり、全くゼロからのスタートでした。静岡県内の全国大会に出場した消防団を訪ねては、指導技法を学んだり、過去の全国大会の映像を繰り返し視聴することで、訓練方法を確立していききました。

「家事」「育児」「仕事」の傍ら、連日に及ぶ夜間、早朝の訓練を重ねた選手は、みるみるタイムを縮めてゆき、全国大会が近づく頃には、訓練を開始した時期の不安な顔はなく、自信に満ち溢れた顔をしていました。大会では、そんな努力が報われ、見事に準優勝という輝かしい成績を収めることができました。本部員や選手は感極まり涙を浮かべ、これまでの努力と成果が結ばれた瞬間でもありました。

全国大会に出場して得た教訓は、まさに「一致団結」の一言だと思います。指導者、選手は当然ながら熱心な訓練に励み、その傍らで、選手が訓練をスムーズに行えるよう、一生懸命ホースを巻いたり、後片付けをし

てくれた補助の女性団員の存在がありました。このような裏方と選手が一つの目標に向かって取り組み、まさに湖西市消防団が一致団結して勝ち取った結果であったと思います。

4 おわりに

湖西市消防団では、平成26年3月に、消防団の装備充実と活動の一層の向上を図ることを目的に、総務省消防庁から救助資機材搭載多機能型消防車を無償貸与していただきました。多機能型消防車には、従来の消火に必要な資機材に加え、震災時の救助活動等に必要な資機材が装備されています。

我々の住む湖西市では、今後予想される南海トラフを震源とする地震が、いつ発生してもおかしくない状況にある中で、消防団員に対する地域住民の期待はますます大きくなっていると感じております。この期待に応えるためにも、貸与された資機材を熟知し、新しい技術を身に付け、有事の際には湖西市消防団一致団結して、地域に貢献できるよう、日々努力していく所存であります。



第21回全国女性消防操法大会



シンフォニー（兵庫県） 「地域の笑顔 心をこめて防火訪問」

養父市消防団 関宮方面隊 部長
岸田 明美

兵庫県養父市は、県の北部中央にあります。市の東部を一級河川円山川が日本海に向け北東に流れ、市の西部は鳥取県との境となります。ここには県下最高峰で1,510mの氷ノ山がそびえています。近くには「ハチ高原スキー場」や「氷ノ山国際スキー場」などがあり、夏は登山、子どもたちの林間学校、冬はスキー・スノーボードなどで年間約40万人の観光客で賑わう雄大な美しい自然に囲まれた町です。

私たち女性消防団員は、平成7年、阪神・淡路大震災の年に誕生しました。現在は18人のメンバーで主に消防大会、防火パレ-

ード、年末警戒への参加や操法大会の運営補助、救急救命の講習会への参加や防火啓発活動など多岐にわたって活動しています。その活動の中で私たちが一番力をいれて取り組んでいることは高齢者宅への「防火訪問」です。山間地域にある私たちの町は高齢化率が34.0%と高く、お年寄りが1人、あるいはご夫婦だけで暮らしている世帯が多くあります。年齢が高くなると、どうしても物忘れをしたり、思うように動けなかったりします。「防火訪問」は、そうしたお年寄りのお宅を訪問し、防火の意識を高めてもらい、安全に暮らしていただくための啓発活動です。

「火の元の確認はちゃんとできていますか」、「乾燥しているときには、畑で草を焼いたりせんといてくださいね」、「火災警報器はついていますか」、「生活する中でなんか困ったことはないですか」といったことを雑談も交えながら確認します。初めは見知らぬ「消防団の人」と警戒され、なかなか



世間話を交えて防火のお願い

打ち解けてくれなかった方も、回を重ねるごとに身の回りのことをお話しいただけるようになります。中には、普段1人でおられる反動か、話が止まらなくなる方もおられます。そんなコミュニケーションを重ねて心を開いてもらい、安全な暮らしのためのお願いを聞いていただくことが私たちの大きな役目であると感じています。

また、「防火訪問」の際にもう1つ、大切な活動があります。お年寄りの中には持病などで、具合が悪くなったときにすぐに消防署へ救急車の要請等ができる「緊急通報システム」を利用しておられる方がいます。お年寄りの方なので操作方法を覚えていない方や分かっていても、どんなときに使えば良いのか迷う方もおられます。そのような方には、使い方を説明し、時には実際に緊急通報を練習することもあります。

さらに、「防火訪問」の際には毎回、花のポット苗をお年寄りに手渡しますが、これがなかなか好評のようです。「これを育ててみてください」と手渡すと「わあ、かわいい、綺麗ななあ」と喜ばれます。しかし、私たちの喜びはもっと先にあります。1年、2年先の訪問日にお訪ねすると、多くの家で「去年もらった花が、ほらあ、こんなに大きくなったで」とうれしそうな顔で報告してくださったり、「この花を見たら、ああ消防団の人にもらった花やなあと思うんや」と言ってくださったりします。私

たちの手渡した花が大きく育ち、花を見てくださったお年寄りが少しでも「消防団の人」と思い出してくださることが、防火にもつながるものと信じています。全国的に高齢化が進む中、養父市においても、お一人、あるいはご夫婦で暮らす高齢者世帯は年々増えていきます。これまで85才以上のお宅を訪問対象としていましたが、毎年、対象軒数が増え、ある年の会議で、訪問対象年齢の見直しを協議しました。ところが逆に女性団員から、「時間が増えても訪問先を減らすことはしたくない。逆に訪問の対象となる年齢を引き下げて、より多くのお宅を訪問したい。」との提案がありました。結果、団員の意見をくみ取り、2年前から80才以上の世帯へと対象を広げ、訪問先を増やしました。

どの団員も活動に誇りを感じ、自分たちの役割は、「火災を減らすこと」との自覚を胸に、これからも市民1人ひとりの防火意識の高揚を目指し、安全で安心な地域づくりのため、こつこつと活動を続けてきたいと思っています。



市役所前で防火訪問出発式

消防職団員等のための各種共済について

(公財) 日本消防協会・(生協) 全日本消防人共済会

○消防団員等福祉共済

この福祉共済は、昭和44年7月に消防団員福祉共済制度として発足し、今日まで名実ともに全国の消防団員等の相互扶助による共済制度として、特に消防団においては、ほとんどの団員が加入し、多くの実績を上げてまいりました。

この共済は、地域の安全安心を担っている消防団員等が安心して消防防災活動を行うことができるようにするための共済として、全国の消防団員、消防職員及び地域において自主的に活動を行う者等を対象に、非常に低廉な掛金で、加入者が死亡した場合や事故により負傷し、若しくは疾病により障害の状態に該当した場合等に補償を行い、さらに死亡又は事故等が公務による場合は高額の手慰金の給付を行うなど充実した補償を行う共済としております。また、加入者の健康増進事業や殉職消防団員等の慰霊祭の開催、地域の慰霊祭への支援など幅広い福祉増進事業を実施するなど消防団員等の福祉厚生等を図る総合的な共済として、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に貢献してまいりました。

この相互扶助として行ってきた福祉共済は、「保険業法等の一部を改正する法律」の改正（平成22年法律第51号、平成23年5月13日施行）により、特定保険業として、

行政庁（総務大臣）の認可を得、平成26年4月1日から「消防団員等福祉共済」として新たにスタートすることとなりました。

これまでに比べて種々規制もあります。その内容はこれまでどおりの掛金（3,000円）で、死亡時にはこれまでどおりの遺族援護金や殉職の場合は手慰金等の給付を行うこと、また、引き続き福祉増進事業を行い、より充実した消防団員等のための総合的な福祉共済として適切で健全な運営を行ってまいりたいと考えております。

1 福祉共済の給付内容

加入者が死亡した場合、又は事故により負傷し、若しくは疾病にかかり治ったときに障害の等級の状態に該当した場合、また、加入者が事故又は疾病により入院した場合など、次のとおり共済金をお支払いします。

(1) 手慰金、重度障害見舞金、手慰救済金、見舞金

加入者が公務により死亡又は重度障害の状態になった場合、手慰金又は重度障害見舞金として2,300万円が支給されます。さらに、その職務の執行状況に応じて、手慰救済金又は見舞金を付加して支給されます。

(2) 遺族援護金

加入者が事故または疾病により死亡した場合には、遺族援護金として100万円

が支給されます。

(3) 生活援護金

加入者が事故または疾病により両眼を失明するなどの重度の障害の状態となった場合には、生活援護金として100万円が支給されます。

(4) 障害見舞金

加入者が事故または疾病を原因として障害の状態になった場合には、その障害の状態の程度に応じて6万円以上50万円以下の範囲において、障害見舞金が支給されます。

(5) 入院見舞金

加入者が事故または疾病の如何を問わず、15日以上入院した場合に、入院期間120日を限度として、日額1,500円の入院見舞金が支給されます。

(6) 保育援護金

加入者が公務により死亡し、又は重度障害の状態の場合において、その加入者に未就学の被扶養者がいるときは、保育援護金として被扶養者一人につき25万円が支給されます。

2 加入資格者

(1) 加入資格者

福祉共済への加入資格者は、年齢80歳6ヶ月未満の消防団員等で加入日の前日において健康であるもの。ただし、継続加入（更新）の場合は健康状態を問わないものとしています。

(2) 加入を希望する消防団、消防本部又は自衛消防隊等毎に加入者をとりまとめ、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、各都道府県協会へ提出することになっています。

3 共済掛金等

(1) 共済掛金

加入者一人あたり年額3,000円です。

(2) 共済期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年毎に更新することとしています。

なお、年度途中で新規加入も認められています。この場合は、その年度が終了する3月31日までの残りの期間を補償することとなり、残期間に応じて、掛金も逡減する仕組みになっています。

(3) 掛金の払込

毎年共済開始日である4月1日の前月の15日、即ち、3月15日までに都道府県消防協会へ掛金を送付しなければならないことになっていますが、掛金の払込については猶予期間も設けています。

なお、年度途中の加入者については、毎月15日までに所定の書類を添えて、都道府県消防協会へ送金すれば、翌月の1日から効力が発生することとしています。

4 共済金の請求と支払い

共済金の支払事由が生じたときは、所定の消防団員等福祉共済金支払請求書を作成し、必要な添付書類を添え、都道府県消防協会を経由して日本消防協会（福祉部）へ提出して下さい。当協会では、提出された共済金支払請求書を審査決定し、都道府県消防協会及び市町村消防団事務担当課を経由して受取人に共済金が支払われることとなります。

なお、支払共済金が弔慰金又は遺族援護金の場合、その受取人の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となっております。また、受取人が複数となる場合

は、委任状又は分割請求書等が必要となります。

5 福祉増進事業

本共済は、加入者の福祉の増進とこの共済の健全な運営を図るため次のような福祉増進事業を行っています。

- (1) 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- (2) 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- (3) 殉職消防団員等の慰霊祭の事業
- (4) 消防資機材の交付その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業
- (5) 都道府県消防協会が行う前(1)～(4)に規定する事業に対する助成

冒頭にも述べたように、真に消防団のための共済事業として、この消防団員等福祉共済に対する市町村ご当局を始め、関係各位のより一層のご支援ご協力をお願いいたします。

○消防個人年金

これまで、消防互助年金としておこなってきた事業は、平成25年7月1日より更なる利便性の向上を目的に、ご要望の多かった掛金の月払などの払込方法を追加充実し、合わせて実績払い方式の積立年金であることを明確にするために消防個人年金と名称を変更しております。

消防個人年金は、消防団員等の皆様の老後の安定と福祉の向上を目的に創設された制度であり、平成26年3月現在で約3万人の方が加入されております。

人生80年時代を迎え、将来の生活設計は

誰しもの関心事であり、不安材料でもあります。

この消防個人年金を上手に利用し、老後のゆとりある生活を実現するために、是非ともご加入をご検討ください。

1 消防個人年金の特長

- (1) 65歳まで積立てが可能な、公的年金の補完ができる制度となります。
- (2) 平成26年度の予定利率は、1.25%とし、前年度の運用実績によって更に配当金がつきます。平成25年度の運用実績は、予定利率1.25%に配当金0.26%を加え、1.51%で積み立てられております。
- (3) 掛金の払込方法を追加充実しました。これまでの消防互助年金における掛金の払込方法は半年払のみであり、更に最低3万円からの加入しかできませんでした。消防個人年金では、その半年払に加え、月払や月払・半年払の併用を追加充実し、それぞれ最低1万円からの加入を可能にしました。
また、加入時・加入期間中にまとまった資金を払い込める一時払も追加しました。これにより様々なニーズにお答えできると考えております。
- (4) 掛金は、税制上の優遇を受けることができます。消防個人年金では、「税制適格コース」と「自由選択コース」の2つをご用意しており、「税制適格コース」は、個人年金保険料控除の対象になり、「自由選択コース」は、一般生命保険料控除の対象になります。
- (5) 消防団退団後・消防職退職後も継続できます。

2 加入資格要件

◎自由選択コース

加入日現在満15歳以上満60歳未満の日本消防協会員である消防団員・消防職員。

◎税制適格コース

加入日現在満15歳以上満55歳未満の日本消防協会員である消防団員・消防職員。

3 加入日と加入申込書の提出

年2回、1月と7月のそれぞれ1日に加入日を設定しています。

(1) 1月1日加入の場合

申込書提出は、5月1日～10月31日まで

(2) 7月1日加入の場合

申込書提出は、11月1日～4月30日までとなります。

上記までに消防団事務担当者等の認め印が押印されたものを、当協会までお送り下さい。

4 掛金の払込と加入口数

(1) 月払：1口1000円で10口1万円から加入ができ、200口20万円まで設定可能です。

(2) 半年払：1口1000円で10口1万円から加入ができ、1000口100万円まで設定可能です。

(3) 月払半年払併用払：それぞれ(1)及び(2)と同じになります。

(4) 一時払：(1)～(3)のいずれかに加入されていて、まとまった資金をご用意できる方のために、10口10万円から1000口1000万円までの一時払を可能にしました。

(5) 掛金の払込みは、満65歳に達する日が属する月分までとなります。

(6) 掛金の納付は口座からの自動振替になります。

(7) 各加入内容の変更については、年2回1月と7月に行えます。

5 給付について

(1) 年金支給開始年齢は、満65歳からになり、現行年2回の年金給付から消防個人年金では年4回へと給付回数を増やしました。

(2) 積立金(年金原資)の受け取りには、10年間に限定して受給する10年確定年金、終身で受給を受ける10年保証期間付終身年金、満了時に積立金を一括で受け取る一時金があります。いずれも払込満了時にご選択いただきます。

(3) 掛金払込期間中に加入者様がお亡くなりになった場合には、積立額に月払と半年払のそれぞれ1回分の掛金を上乘せしてご遺族にお支払いいたします。

(4) 脱退はいつでも可能としております。その時点での積立額を加入者様にお支払いいたします。また、加入期間など一定の条件を満たせば、途中で脱退されても年金での受け取りが可能です。

6 お問い合わせ

この制度は、将来の生活設計の一助だけでなく、税制上の優遇、積立としても魅力あるものになっております。詳しくはパンフレットでご案内しておりますのでご希望の方は、当協会若しくは各消防団事務担当者にお問い合わせください。

日本消防協会 年金共済部
0120-658-494
(フリーダイヤル)

○婦人消防隊員等福祉共済

1 制度のあらまし（設立の経緯及び目的）

この共済制度は、消防団員の方に対する共済制度はありましたが、婦人消防隊員等を対象とした保障制度は何もないことから、安心して防災活動ができるようにするため平成4年に発足しこれまで多くの実績を上げてきました。

2 対象となる活動等

- (1) 防災活動中とはクラブ員、消防隊員としての活動（クラブ・隊の規約に明記されている活動のことをいいます。全国女性消防操法大会やその訓練も防災活動中です。）
- (2) その防災活動中の事故により傷害を受けた場合に、共済金が支払われます。
- (3) さらに、防災活動中ではなくても、普段の病気による死亡・入院の場合にも共済金が支払われます。

3 制度の5つの特典

- (1) 少ない掛金（年額800円）で保障範囲がワイドで中途加入も可能です。

加入できるのは4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日の年4回で、掛金は、800円、600円、400円、200円と加入月によって変わります。

一か月当たりでは67円、1日当たり2円19銭と少ない金額で長い期間保障です。
- (2) 年齢に関係なく掛金は、同じです。
- (3) 中途加入の場合でも、保障は全て満額です。なお、保障期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとなります（途中加入の場合は、加入日から次の3月31日まで）。

- (4) 手続きが簡単です。

加入方法は、個人又は隊若しくはクラブ等ごとに、所定の申込書に加入者の氏名を連記し、掛金を添えて市町村（消防本部）担当者に申し込むだけです。

- (5) 加入日現在にて年齢満76歳未満で、健康であれば、無審査で加入できます。

一般の生命保険等では医師の診断書を必要とするものがありますが、この共済では不要です。

なお、健康というのは、防災活動の遂行に支障がない状態をいいます。

4 共済金の給付の種類と支給額

- (1) 弔慰金又は重度障害見舞金
 - ①災害発生時等の防災活動に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合 500万円
 - ②防災活動（アの防災活動を除く）に従事中の事故により、死亡又は重度障害状態となった場合 300万円
 - ③上記以外の事由で死亡又は重度障害状態の場合 30万円
- (2) 障害見舞金
障害の程度（3級～14級に分かれます。）により25万円～3万円が支給されます。
- (3) 入院見舞金
防災活動中の事故又は疾病が直接の原因による入院の場合は10日以上120日まで、それ以外の事由の場合は20日以上120日まで、1日当たり600円が支給されます。

5 共済金の請求方法

- (1) 市町村（消防本部）等の担当者へ連絡をし、共済金の請求書を貰うか、当協会のホームページからダウンロード

して印刷し、医師になるべく詳しく症状及び処置内容等を記入してもらいます（症状及び経過（処置内容）がハッキリ明記されていないと適正に審査をすることができないために、障害見舞金等が支給されないなどの不都合が発生する恐れがあります。）。

- (2) 請求書を市町村（消防本部）等の担当者へ提出し、その後担当者等において必要な事務処理後、各都道府県消防協会へ送付し、その後当協会へ請求書が送付されます。
- (3) 審査終了後、共済金は各都道府県消防協会を通じて市町村（消防本部）等から本人へ送金されます。

○防火防災訓練災害補償等共済

1 防火防災訓練の必要性

火災、地震等による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進するとともに、地域住民の一人ひとりが、防災活動に対して積極的に参加し、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが大切です。

特に、大規模な災害が発生した場合には、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら初期消火、救出、救護、避難等の活動を行わなければなりません。

このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに、日ごろから防災知識の普及活動や、災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要です。

2 制度の目的

市町村等が防火防災訓練で発生した事故に対して損害賠償及び災害補償を行う場合には、一時的に多額の財政負担が生ずることになります。

このような一時的な財政負担を全国的な共済制度によって合理的に危険分散することにより、市町村等の財政負担を軽減することを目的としてこの共済制度は創設されました。

3 てん補対象となる防火防災訓練

加入市町村等が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者に対し責任を持って補償する訓練がこの共済制度のてん補対象です。

てん補対象となる訓練は次のとおりです。

- (1) 市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、住民を対象としたもの。
- (2) 地域内の自主防災組織（婦人防火クラブ・幼少年消防クラブ等も含む。）主催の防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。
- (3) 地域内の町内会や女性協議会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を提出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

※ 国民保護法で定める訓練についても、上記に該当する場合はてん補の対象となります。

4 てん補の種類とてん補額

てん補には大きく「損害賠償」と「災害補償」があります。

- (1) 損害賠償に対するてん補

市町村等に法律上の賠償責任がある事故に対して、「損害賠償死亡一時金」又は「損害賠償傷害一時金」をてん補します。

①損害賠償死亡一時金

補償等対象者が事故によって死亡した場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額（当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額）を1人当たり5,000万円を限度としててん補します。

②損害賠償傷害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより約款に定める障害が生じた場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額（当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額）を1人当たり障害の程度により、5,000万円～500万円を限度としててん補します。

(2) 災害補償

市町村等又は防災訓練主催者側に法律上の賠償責任は発生しないが、市町村等がその訓練において発生した事故による被害者に対し責任をもって補償をする場合にてん補します。

①災害補償死亡一時金

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより事故の日から180日以内に死亡し、市町村等が補償を行う場合は、1人当たり700万円を限度としててん補します。

②災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより治癒後180日以内でか

つ、1年6か月以内において、約款に定める障害の等級第1級から第14級の状態の後遺障害が生じ市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じ700万円～70万円を限度としててん補します。

③入院療養補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため病院等に入院し、市町村等が補償を行う場合は、3,500円に入院日数（その日数が90日を超えるときは90日）を乗じて得た金額をてん補します。

④通院療養補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院し市町村等が補償を行う場合は、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額をてん補します。

なお、入院療養補償と通院療養補償の両方についててん補する必要のある場合は、入院療養補償の最高限度額を限度とします。

⑤休業補償

補償等対象者が事故により傷害を受け、それにより就業ができず、市町村等が補償を行うときは、3,000円に休業日数を乗じて得た金額を、90日を限度としててん補します。

5 掛金の算出

(1) 損害賠償と災害補償の両方契約の場合

1円×最新の国勢調査人口=掛金（千円未満切り捨て）

(2) 災害補償のみの場合

0.8円×最新の国勢調査人口=掛金（千円未満切り捨て）

（3）人口5,000人未満の場合は、上記にかかわらず5,000円です。

（4）年度途中加入の場合
年間掛金×残月数÷12カ月=掛金（百円未満切り捨て）

6 事故が発生した場合

市町村等は、てん補対象の事故による傷害が発生した場合には、速やかに当協会まで報告してください。

事故発生から30日以上経過して報告された場合には、てん補金をお支払いできないことがあります。

問い合わせ先

以上の共済制度についてのお問い合わせや事故が発生した場合には下記までご連絡下さい。

また契約約款、事務取扱要領、質疑応答集、届出各様式等については、日本消防協会のホームページから閲覧及びダウンロードができます。

（公財）日本消防協会

電話 03（3503）1481

FAX 03（3503）1480

ホームページアドレス

<http://www.nissho.or.jp>

（生協）全日本消防人共済会

○火災共済

生活協同組合全日本消防人共済会の火災共済事業は、昭和29年に消防団・職員の協同互助精神に基づいて、生活の文化的・経

済的改善向上を図ることを目的に発足しました。

火災共済事業は少しの掛金で高い補償が得られる内容となっています。加入者数は現在369,402人（平成26年3月31日現在、加入率42.4%）を擁する団体となっています。

本共済は、地域防災の中核として一身の危険をも顧みず、献身的に消防防災活動が続けておられる消防団・職員をはじめ、消防関係者が後顧の憂い無く災害活動に従事していただくための一助として開始された共済事業でありますので、加入率が100%に近づけますよう、各支部・各消防団等の皆様方のご協力をお願いいたします。

1 共済の種類

B型火災共済

出資金は、一人2口200円をお願いしており、掛金は、5口500円から25口2,500円までの5口ごとの掛金で契約することができるもので、平成26年度も引き続いて、全員契約10口以上を推進目標とし加入促進を図ります。

共済金は、掛金に応じて75万円から375万円の共済金となります。

C型火災共済

出資金は、一人10口1,000円をお願いしており、掛金は1口から200口までの100円単位で共済限度額の範囲内で任意に契約できるものです。

共済金は、掛金に応じて1口15万円から200口3,000万円の共済金となります。

なお、動産の合計口数は50口750万円、建物・動産の合計口数は200口3,000万円を超えることはできません。

2 共済期間

共済契約の効力を生じた日から1年間。

3 共済物件

建物 ・ 組合員が所有し、居住する建物
・ 組合員の親族が所有し、組合員が居住する建物

動産 ・ 組合員が生活している建物の動産

4 共済金が支払われる損害

火災共済金

・ 火災、落雷、破裂又は爆発

風水雪害等共済金

・ 風災、水災、雪災

・ 車両の飛び込み、航空機墜落等

※風水雪害等は、建物又は動産の損害額が合計20万円を超えない場合は、お支払いすることが出来ません。

5 加入対象者

全国の消防団員、消防官公署、消防協会及び消防人共済会の役職員等。

6 退職組合員利用者

在職期間が10年以上の者で、退団又は退職の際、組合員として、火災共済の契約者であったものは、引き続き退団又は退職後5年間に限り、この組合の火災共済に契約することが出来ます。

7 割戻金

当該年度に余剰金が出た場合、法定準備金等を差し引いた残金を契約者全員に対して、1口当たりの金額を算定し、掛金に応じた金額を割り戻します

8 その他

加入促進キャンペーンを実施しています。平成26年4月から平成27年3月末までに加入促進に実績のあった都道府県支部等に対し報奨として、消防団名入りのテントを配布することとしております。

是非この機会に新規加入・契約口数増口のご検討をお願いします。

問い合わせ先

当共済制度についてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

また、制度の内容等及び届出各様式等については、(生協)全日本消防人共済会ホームページ及び(公財)日本消防協会のホームページの火災共済のコーナーから閲覧及びダウンロードができます。

生活協同組合 全日本消防人共済会

電話 03 (3503) 1439

FAX 03 (3503) 1480

ホームページアドレス

<http://www.shouboujin.or.jp>

Eメール

kyousaikai@nissho.or.jp



キャンペーン期間中B型火災共済に新規加入・契約口数増口をしますと、テントを消防団等に配布します。

(新規加入者100人以上または、新規掛金10万円以上が対象)

平成25年度優良少年消防クラブ・指導者表彰

総務省 消防庁

平成26年3月25日（火）、全国少年消防クラブ員やその指導者など約350人が参加し、総務省講堂において「優良少年消防クラブ及び指導者の表彰」が行われました。

これは、少年消防クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的として、昭和29年から毎年行っているものです。

今回は、第1部に「表彰式」、第2部「アトラクション」、第3部「講演」という構成で実施されました。

最初に、第1部では大石利雄消防庁長官から主催者としての挨拶があった後、特に優良な少年消防クラブとして19団体、優良な少年消防クラブとして31団体、優良な少年消防クラブ指導者として9名が表彰されました。

その後、一般財団法人日本防火・防災協会 秋本敏文会長が祝辞を、受賞団体を代表して福岡県新宮町の相島少年消防クラブの三船七海さんが謝辞を述べました。



大石利雄消防庁長官 挨拶



秋本敏文日本防火・防災協会会長 祝辞



受賞団体代表 三船七海さんによる謝辞

第2部では、「都民と消防の架け橋」として演奏活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。

第3部では、今年度から総務省消防庁が実施している災害伝承10年プロジェクトの語り部に、東日本大震災における被災地の状況や、避難所での大人・子供それぞれの役割などについて講演していただきました。

なお、表彰団体及び表彰者は以下のとおりです。

<表彰団体並びに表彰者一覧>

[表1] 特に優良な少年消防クラブ (19団体)

都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	上仁頃小学校少年消防クラブ	富山県	富山市立西田地方小学校少年消防クラブ
岩手県	舘・柳橋地区少年消防クラブ		砺波南部少年消防クラブ
宮城県	歩坂町子供消防クラブ	石川県	小松市少年消防クラブ河田班
栃木県	足利市立第二中学校少年消防クラブ	福井県	本荘小学校少年消防クラブ
東京都	板橋消防少年団	静岡県	磐田市立豊岡北小学校少年消防クラブ
	本所消防少年団	京都府	京都市上京少年消防クラブ
	向島消防少年団	岡山県	味野小学校少年消防クラブ
	豊島消防少年団	広島県	亀崎学区少年消防クラブ
	青梅消防少年団	福岡県	相島少年消防クラブ
神奈川県	川崎市幸地区少年消防クラブ		



特に優良な少年消防クラブ表彰

[表2] 優良な少年消防クラブ (31団体)

都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	広尾少年消防クラブ	石川県	戸板子ども消防クラブ
	発寒北少年消防クラブ		粟ヶ崎子ども消防クラブ
	もみじ台少年消防クラブ	岐阜県	大垣市立北小学校少年消防クラブ
青森県	中居林少年消防クラブ		関市立上之保小学校少年消防クラブ
宮城県	松島第五小学校少年消防クラブ		坂祝中学校少年消防クラブ
福島県	喜多方市立松山小学校少年消防クラブ		大垣市立時小学校少年消防クラブ
茨城県	久慈町少年消防クラブ	静岡県	磐田市立豊田南小学校少年消防クラブ
埼玉県	坂戸地区少年消防クラブ	愛知県	岡崎市立美合小学校少年消防クラブ
東京都	麻布消防少年団	大阪府	和泉市幸校区少年消防クラブ
	千住消防少年団	島根県	掛合小学校少年消防クラブ
	麴町消防少年団	岡山県	花尻少年消防クラブ
	野方消防少年団		城北少年消防クラブ
	高輪消防少年団		美星小学校少年消防クラブ
神奈川県	川崎市高津地区少年消防クラブ	福岡県	八女市少年消防クラブ
富山県	高岡市立成美小学校少年消防クラブ	熊本県	八千把小学校少年消防クラブ
			御所浦小学校少年消防クラブ



優良な少年消防クラブ表彰

[表3] 優良な少年消防クラブ指導者（9名）

都道府県	氏名	団体名
青森県	田中 春美	福浦少年消防クラブ
福島県	小椋 幸則	美代少年消防クラブ
埼玉県	鈴木 英雄	坂戸地区少年消防クラブ
東京都	桜井 正	麴町消防少年団
	岡田 源治	三鷹消防少年団
	粕谷 正己	玉川消防少年団
	土屋 英夫	本郷消防少年団
	河合 弘之	足立消防少年団
福岡県	樗木 義治	糸島少年消防クラブ



優良指導者表彰



東日本大震災災害伝承語り部
宮城県仙台市市名坂東町内会
草 貴子会長による講演

平成26年度 消防団長等幹部 海外消防事情調査の実施について

(公財)日本消防協会

1 目的

海外の消防に関する制度、消防活動の実態を調査するとともに、各国消防の相互理解と交流を深めることにより、海外の消防に関する見聞を広め、我が国消防の発展に寄与することを目的とする。

2 調査期間

平成26年10月14日(火)～平成26年10月22日(水) 7泊9日

3 調査地

ニューヨーク(2泊)・バンフ(2泊)・カムループス(1泊)・バンクーバー(2泊)

4 調査経費

439,000円(燃油サーチャージ等諸税込)

5 参加者資格

各都道府県消防協会役職員、消防団幹部及び消防職員(司令補以上)等(消防担当者を含む)の幹部等(退職者も可)及び消防関係団体役員で健康な方。

6 申込み方法及び締め切り期限

別添「消防団長等幹部海外消防事情調査参加申込書」に必要事項を記入し、参加者の写

真1枚(4.5cm×3.5cm)を参加申込書に貼付し、パスポートの写し(コピー)を参加申込書に添付して下さい。

参加申込書は、各都道府県消防協会で行き届き、平成26年8月28日(木)までに、日本消防協会国際部宛に送付して下さい。参加者がいない場合でも文書、メールまたは電話にて回答をお願い致します。

7 取扱旅行業者

株式会社日本クリエイティブ

総合旅行業務取扱管理者 山口 多喜廣

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-16

日本消防会館3階

TEL:03-3501-6311

FAX:03-3501-6301

8 問い合わせ先

公益財団法人 日本消防協会

国際部 担当 福地

TEL 03-3503-3054

FAX 03-3503-1480

E-mail: fukuchi@nissho.or.jp



カナダ バンフ義勇消防本部消防長



氷河湖であるモレーン湖とテンピークス

消防団長等幹部海外視察日程表

日数	月日 (曜日)	都市名	現地時間	交通機関	適 要
1	2014年 10月14日 (火)	成 田 発	11: 00	航 空 機	空路、ニューヨークへ (所要時間:12時間45分、時差:-13時間)
		----- ニューヨーク着	10: 45 午 後	専 用 車	----- 日付変更線通過 マディソン・スクエア・ガーデン、メトロポリタン美術館等 [ニューヨーク ル・パーク・メリディアン泊]
2	10月15日 (水)	ニ ユ ー ヨ ー ク	午 前 午 後	専 用 車	消防視察(ハリケーン災害の対応等) 911国家記念・博物館、タイムズスクエア等 [ニューヨーク ル・パーク・メリディアン泊]
3	10月16日 (木)	ニューヨーク発 (E W R)	08: 00	航 空 機	空路、カルガリーへ (所要時間:5時間14分、時差:-2時間)
		カルガリー着 カルガリー発 バンフ着	11: 14 13: 30 15: 00	専 用 車	バスにて、バンフへ(110キロ、1時間30分) バンフ・スプリングスホテル見学 [フェアモント・バンフ・スプリングス泊]
4	10月17日 (金)	バ ン フ	午 前 午 後 夕 方	専 用 車	バンフ義勇消防本部視察 バッファロー・ネイションズ・ラクストン博物館ボウ滝等、サルファーマウンテンゴンドラに乗り、カナディアンロッキーの大パノラマを360度眺めます その他視察 アルバータビーフディナー [フェアモント・バンフ・スプリングス泊]
5	10月18日 (土)	バ ン フ 発 カムループス着	午 前 夕 方	専 用 車	陸路(500キロ、6時間) カナディアンロッキー、レイクルイーズ、エメラルドレイク、モレーンレイク等 [カムループス ヒルトン泊]
6	10月19日 (日)	カムループス発 バンクーバー着	午 前 午 後 夕 方	専 用 車	カムループス森林消防視察 航空艇、義勇消防隊員等 一路、カナディアンロッキー (350キロ、4時間) ホテル着 [バンクーバー ハイアットリージェンシー泊]
7	10月20日 (月)	バ ン ク ー バ ー	午 前 午 後	専 用 車	バンクーバー消防視察 バンクーバー美術館、パブリック・マーケット、ギヤスタウンなど [バンクーバー ハイアットリージェンシー泊]
8	10月21日 (火)	バ ン ク ー バ ー 発	午 前	専 用 車	スタンレー公園、キャブラノ吊り橋など
			14: 50 16: 50	航 空 機	空港着 空路、羽田へ (所要時間:10時間10分、時差:16時間)
9	10月22日 (水)	羽田着	19: 00		----- 日付変更線通過 ----- 到着後、解散 [機中泊]



深い森に包まれたシャトー風高級山岳リゾートホテル
フェアモント・バンフ・スプリングス・ホテル



今年5月にオープンしたばかりの911メモリアル

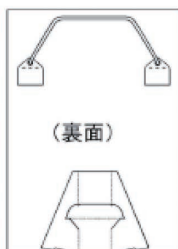
消防団協力事業所表示証（市町村マーク） を販売

(公財) 日本消防協会

総務省消防庁が定めた「消防団協力事業所表示制度」に基づき、各市町村では要綱を定め、消防団協力事業所を表彰し、その表示証「市町村マーク」を交付することとされました。

日本消防協会では、消防庁が定めた規格による表示証を、次のとおり販売しております。

お申込み方法は、ホームページからダウンロードした購入申込書に必要事項をご記入の上、当協会までFAXまたはご郵送でお申込み下さい。



A
穴無しタイプ
(付属品含む)
壁掛け・立て掛けタイプ
本体価格
1枚 ● ¥2,400(税抜き)



B
四つ穴タイプ
(付属品含む)
壁面ボルト止めタイプ
本体価格
1枚 ● ¥2,400(税抜き)

※表示価格に消費税は含まれておりません。また、送料は別途請求させていただきます。

【お申込み・お問合せ先】

公益財団法人
日本消防協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館

TEL ● 03-3503-1481 / FAX ● 03-3503-1480

URL ● <http://www.nissho.or.jp>

上記のホームページから購入申込書をダウンロードしてお使いください。

消防団員募集とディズニー映画 「プレーンズ2／ファイアー&レスキュー」 とのタイアップポスターの作成

平成26年7月1日 総務省 消防庁

このたび、消防庁では、ディズニー映画最新作「プレーンズ2／ファイアー&レスキュー」とタイアップし、消防団員募集のポスターを作成しました。

このポスターは、今後、全国の消防署や消防団詰所を始めとした各種公共施設などに掲示される予定です。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら、「自らの地域は自らで守る」という愛郷心と公共心に基つき消防・防災活動に従事する非常勤の地方公務員で、地域の安心・安全の確保に大きく貢献しています。

一般的に、18歳以上で、その市町村に居住しているか、または勤務・在学している人ならば、男性でも女性でも入団できます。

地域の防災力の中核として活躍する消防団への入団をお願いします。



タイアップポスター ©2014 Disney

※ディズニー映画最新作「プレーンズ2／ファイアー&レスキュー」7月19日（土）全国ロードショー！
新人レスキュー隊員のダスティの武器は、チームワークと勇気。ある日、大規模な山火事が発生し、ダスティと仲間たちは命懸けの救出へ向かうが…。公式サイトは disney.jp/PLANES2 をご覧ください。

連絡先

(ポスター関係 (ポスターの配布を除く。))
消防庁総務課 (広報係)
担当者：落合係長
電話：03-5253-7521

(ポスター配布関係、消防団関係)
消防庁国民保護・防災部地域防災室 (消防団係)
担当者：鷹觜 (タカノハシ) 事務官
電話：03-5253-7561

防火対象物に係る表示制度が開始されました

総務省 消防庁 予防課

概要

消防庁では、平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえたホテル火災対策検討部会の最終報告を受け、「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成25年10月31日付け消防予第418号）を発出しました。

本制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防機関が審査した結果、消防関係法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付する制度であり、建物やホームページに表示マークを掲出すること等により、利用者に建物の安全情報を提供することを目的としています。

平成26年4月1日からホテル・旅館等の関係者の申請、消防本部及び消防署における受付・審査を開始しており、基準に適合していると認められたホテル・旅館等においては、表示マークの掲出が8月1日から開始されます。

内容

(1) 表示対象物

防火・防災管理上の表示基準に適合している旨を表示する対象物は、収容人員が30人以上であり、防火対象物の地階を除く階数が3以上のホテル・旅館等としています。その他の建物については、地域実情を考慮して消防機関が対象とすることができることとしています。

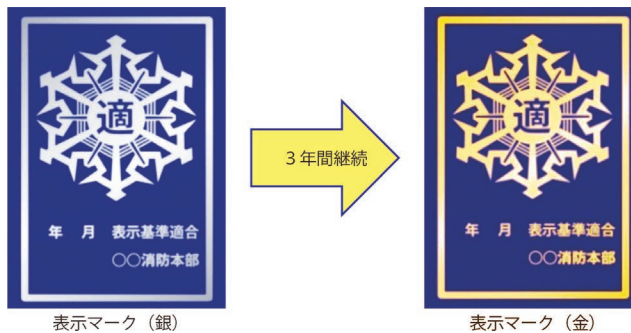
(2) 表示基準

- ・防火・防災管理の実施状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・危険物施設の位置、構造等が、消防関係法令に適合していること。
- ・建築構造等が、建築関係法令に適合していること。

(3) 表示マークの交付

ホテル・旅館等の関係者からの申請により、消防長又は消防署長が表示基準に適合していると認める場合は、「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）を交付します。

表示マーク（銀）が3年間継続して交付され、かつ、表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）を交付します。



問い合わせ先
消防庁予防課 桂川・中村
TEL：03-5253-7523

JFAオリジナルプリントTシャツ

選べる素材! コットン&ドライ (Men's/Lady's)

Men's
¥3,100
Lady's
¥2,900

自然な風合いが心地よい「コットン」、吸汗速乾性に優れた「ドライ」の2素材から生地を選べます。
SIZE: M/L/LL



Men's 商品番号
TCM-01【コットン】
TDM-01【ドライ】

Lady's 商品番号
TCL-51【コットン】
TDL-51【ドライ】



TCM-02【コットン】
TDM-02【ドライ】
TCL-52【コットン】
TDL-52【ドライ】



TCM-03【コットン】
TDM-03【ドライ】
TCL-53【コットン】
TDL-53【ドライ】



TCM-04【コットン】
TDM-04【ドライ】
TCL-54【コットン】
TDL-54【ドライ】



TCM-05【コットン】
TDM-05【ドライ】
TCL-55【コットン】
TDL-55【ドライ】

バックプリント(119)は
全てのデザインに
プリントされています。

Kid's
¥2,500

キッズには人気の消太プリント! (コットンのみ)。女の子バージョンもあります。SIZE: 100/110/120/130



Kid's 商品番号
TCK-81【コットン】



TCK-82【コットン】



TCK-83【コットン】



TCK-84【コットン】



TCK-85【コットン】

バックプリント(119)は
全てのデザインに
プリントされています。

JFAオリジナルグッズ

オフィシャルを身につけ
注目度UP!

アポロCAP 人気のCAPIは
¥3,080 サイズ調整が可能。



商品番号 A-1

ネクタイ
¥3,080



商品番号
TN-1

TN-2

TN-3

TN-4

TN-5

シルク100%
各種消防マーク
入りネクタイ。

COOLインナーウェア

接触冷感、ひんやりさわやかインナー。
不快な汗も吸収し速乾。
気になるニオイも抑えて快適です。

¥880



商品番号 UCC-01W
SIZE: M/L/LL



消防育英会を支援しています。
消防殉職者の子弟に奨学金の給付を行っている公益財団法人消防育英会へ、
皆様ご購入された商品の売上げの一部を寄付致します。

テンタック株式会社

〒130-0026 東京都墨田区両国4-9-7
TEL. 03-3635-0310
FAX. 03-3634-7166

うちの

名物団員



唐津市消防団浜玉支団 第三分団第12部 団員

畔田 光陽



ハウスミカンの産地でもある唐津市浜玉町で高品質なミカン作りに励んでいる畔田団員は、昨年、唐津市消防団浜玉支団の部長として、また小隊訓練礼式の指揮者として佐賀県消防操法大会訓練礼式の部において「優勝」とい

う栄冠を勝ち取りました。消防に対する思いもミカン作りに負けないくらい熱く、地域の方々からも信頼の厚い団員です。



佐賀県

柏崎市消防団 班長

関 一重



関班長は昭和59年に入団、今年めでたく30周年を迎えたベテラン団員です。関班長の管轄地域には、今から約500年前から伝承されている国の重要無形民俗文化財に指定された「綾子舞」という芸能があります。彼はその伝承者として指導・養成に取り組んでいます。

指導者としての楽しみは子ども達が経験を積むたびに大きく

成長する姿を見せてくれること。悩みは消防団と共通する後継者不足だそうです。

「綾子舞」は毎年9月第2日曜に発祥の地、柏崎市女谷の綾子舞会館前広場で現地公開されます。演者としても狂言の女役で名演技を披露する彼の舞台を是非お目にかけたいものです。



新潟県

太田 武志



右から武志さん、成紀さん、圭亮さん

昨年、日本消防協会会長表彰「消防団員家族表彰」を受章した太田^{たけし}武志さん、成紀^{しげき}さん、圭亮^{けいすけ}さんの3兄弟を紹介します。今回の受章について、「両親が私たちを元気に産んでくれたことに感謝している」と振り返ります。彼らは、家族・地域に支えられながら活動できることに感謝しつつ、生まれ育った地域への恩返しで、今後も消防団活動に励みたいと語っています。

中村 尚広



佐々町からは、中村尚広部長を紹介いたします。中村部長は、県下唯一の「眼」の専門家である「オプトメトリスト」として活躍中です。単に視力を測定するだけでなく、個人に最も適した視機能環境の確立を目指し、県内の学校や団体等でも活動されています。

プロスポーツ選手や甲子園球児の視覚・運動機能向上にも関わる中村部長、今後は、後輩消防団員の防火・防災に対する眼力（めぢから）向上にもご協力をお願いします。

青山 俊



「楽器のまち」浜松市から浜松市消防団ラップ隊 青山俊隊長を紹介します。浜松市消防団ラップ隊は平成23年に発足し、現在109名（うち女性隊員1名）の隊員で構成されています。

このラップ隊を率いるのは、青山俊隊長です。

日頃は、病院に勤務し、管理栄養士として、患者さんの状況に合わせた栄養指導をしています。

ラップ隊長は、仕事の経験を活かし、隊員個々の栄養を引き出し、バランスを整え、「防火」と「地域との絆」の想いを込めた献立で、地域住民の心にラップの音色を響かせています。

消防団の広場

佐賀県

「安心・安全のまちづくりを目指して」



唐津市消防団
団長

山下 満



唐津市は平成17年1月1日に、唐津市、浜玉町、巖木町、相知町、北波多村、肥前町、鎮西町、呼子町の1市6町1村が合併して誕生し、平成18年1月1日には七山村を編入しました。佐賀県の北西部に位置し、福岡市、佐賀市からともに約50kmの距離にあります。人口は約13万人、世帯数は約49,000世帯、面積は487.45㎡の市です。市内には虹の松原、鏡山、唐津城、呼子のイカなど観光名所を数多くかかえています。

消防団については、合併前の旧市町村別9つの消防団をそのまま引継いでいました。その後、消防団の統一に向けた協議を重ねて、平成25年4月1日に新しい「唐津市消防団」が誕生しました。

定数は4,249名で、県内最多の団員数を擁する消防団となり、現在は、1本部9支団47分団体制で活動しています。

年間の消防団行事では、4月に入退団式を経て教養訓練を行い、消防団員としての心構え、基本動作を学びます。夏には夏季訓練を行い、小隊訓練、ポンプ操法の訓練の成果を競い合います。1月には出初式を開催し、観閲・分列行進・一斉放水を行って、広く一般市民の皆さんに消防団の心意



唐津市消防団発足式

気を披露します。その他、春と秋の火災予防週間に行う訓練や広報活動、年末には夜間の特別警戒など年間を通して活動しています。

近年は、少子高齢化や社会環境の変化など消防団を取り巻く環境は大きく変化し、団員確保も年々厳しくなっています。「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安心・安全を守ることができるよう日々訓練を続けていきたいと思えます。



平成26年唐津市消防出初式

平成26年度 全国統一防火標語

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

8月の日本消防協会関係行事

8月6日（水）～8日（金） 全国少年消防クラブ交流大会（徳島県）

8月29日（金）（午後） 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会（東京都）

編集後記

梅雨も終わりを迎える月がやって来ました。いよいよ夏本番です。海派の方も山派の方も、行楽地への予定を立ててお出掛けを楽しみにしている事でしょう。

その中でも夏の風物詩と言えば、花火大会ではないでしょうか。

昨年、私は隅田川花火大会の観覧にお誘い頂き、会場へと出掛けました。大変な混雑でしたが、座る場所をなんとか確保し、私たちは早速腰を落ち着けビールで乾杯。しかし、北の方面には真っ黒な積乱雲と雷が発生。何やら嫌な予感が漂いましたが、花火大会は予定通り打ち上げを開始。程なくして、急に冷たく強い風が観覧場所に吹き付けてきました。私たちは即座に「これはヤバイ!!」と一斉に荷物を片付け、他のグループがまだ観覧している中、そそくさと雨が吹き込まない場所へと移動を開始しました。移動中には大粒の雨が降り出しましたが、早めの避難が功を奏し、私たちはお互いに「危機管理意識の賜物」と自画自賛。肝心の花火大会はというと開始30分で中止になってしまいました。この花火大会が中止になったのは昨年初めてだそうです。今年は、そのリベンジとして、7月26日の隅田川花火大会をたいへん楽しみにしております。皆様方も夏の天候にはくれぐれもご注意くださいと思います。(T.S)

購読募集

購読を希望される方は、(公財)日本消防協会へお問い合わせください。

※ 年間購読料（送料込） 2,448円

（問合せ先） 総務部企画担当 03-3503-1481

寄稿のお願い

皆さまの消防団活動への取り組み、ご意見などをもとに、より充実した有意義なものにしていきたいと考えておりますので、多数のご寄稿をお待ちしています。

Eメールでも受付しています。

soumu@nissho.or.jp

月刊「日本消防」第六十七巻第七号
平成二十六年七月五日印刷
平成二十六年七月十日発行

編集人 生嶋 文昭

発行所 (財)日本消防協会

東京都港区虎ノ門二丁目九番十六

電話 〇三(3503)一四八二(代)

印刷所

東京都文京区湯島三丁目二十一番十二

日本印刷株式会社

電話(3833)六九七一(代)

生活協同組合 全日本消防人共済会

「火災共済金は1500倍補償」

B型火災共済

加入口数5口500円から25口2,500円まで
掛金25口2,500円で最高375万円の共済金

C型火災共済

加入口数最高200口20,000円まで
最高限度額掛金200口20,000円で最高3,000万の共済金
※共済への加入にあたり、組合員となっていたためのお出資金が別途必要となります。



共済金のお支払い対象 B型・C型共通

火災共済金：火災、落雷、爆発・破裂

風水雪害等共済金：風災、水災、雪災、車両飛び込み、航空機墜落

所在地 東京都港区虎ノ門 2-9-16
日本消防会館 6階

連絡先 TEL 03-3503-1439

FAX 03-3503-1480

E-Mail: kyousaikai@nissho.or.jp

URL: <http://www.shouboujin.or.jp>

消防個人年金

消防個人年金は、将来の自分の為の積立年金制度で、(公財)日本消防協会が第一生命保険株式会社と締結している拠出型企業年金です。

消防個人年金を紹介します

- 1 予定利率は**1.25%**です。
- 2 **月払、半年払、月払と半年払の併用**から
払い込み方法をご選択頂き、**掛金1万円**(ゆうちょ銀行は5千円)からご加入頂けます。また、まとまった資金を**一時払**することもできます。
- 3 年金は、**年4回**で受給して頂けます。
- 4 **退団・退職後も継続**できます。



そのほか詳しくは、ホームページをご覧ください。